平成２８年（フ）第２５４号
北九州市八幡東区枝光本町７番７―701号
債務者　菅原　由佳
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１９１号
北九州市八幡西区紅梅２丁目２番15―301号
債務者　南　　興子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２１４号
北九州市八幡西区浅川台１丁目３番14―904号
債務者　的場　　宰（旧姓氏家）
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２４４号
北九州市戸畑区中原東２丁目10番32号
債務者　山口　珠代
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　洋行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３１９号
神戸市東灘区青木６丁目２番７号　カンタータ青木　107号、従前の住所神戸市東灘区北青木２丁目９番13―105号
債務者　岡田　敏弘
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　真史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４５号
北九州市小倉北区片野新町３丁目１番16―305号
債務者　中村　博美
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾上　　翔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１５５号
相模原市緑区相原４丁目24番７号　レオパレスコートアベⅣ105号
債務者　坂本　和子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江﨑　智彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１２７号
新潟県新発田市大栄町７丁目10番13号、申立時の住所新潟市中央区西堀通５番町838番地２　西堀アームス701号
債務者　吉野　　浩
1　決定年月日時　平成28年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大田　陸介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５１号
佐賀県西松浦郡有田町広瀬山甲1899番地４
債務者　大川　伸治
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　　中
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第８７号
岡山市南区西七区199番地、住民票上の住所香川県高松市浜ノ町69番１―701号サーパスサンポート高松ベイタワー
債務者　岸本　和宜
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀内　克則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月23日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５８５号
札幌市手稲区前田１条７丁目２番24号ハイツ田口101号、申立時の住所札幌市手稲区星置南１丁目４番８号
債務者　柿崎　晴彦
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白　　諾貝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３１号
横浜市鶴見区鶴見中央３丁目２番16―402号
債務者　楠本　達也
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４８号
福岡県中間市中間３丁目20番11号
債務者　尾崎　徳久
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金弘　正則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２４９号
福岡県中間市中間３丁目20番11号
債務者　尾崎　光香
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金弘　正則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第８９号
新潟市西区五十嵐２の町8756番地１　コーポ弥彦206、前住所新潟市中央区有明大橋町８番12号　ライフサポート悠
債務者　柳澤　　治
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７６号
北九州市八幡西区瀬板１丁目12番27号
債務者　生見久美子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２５７号
北九州市戸畑区観音寺町５番２―405号
債務者　山下　哲哉
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部